令和6年度特許庁產業財產権制度問題調查研究

# 「ステークホルダーとの建設的な対話に資する 知財経営の開示に関する調査研究」

# 公募要項

(受託事業者:PwCコンサルティング合同会社)

## 1. 本事業の概要

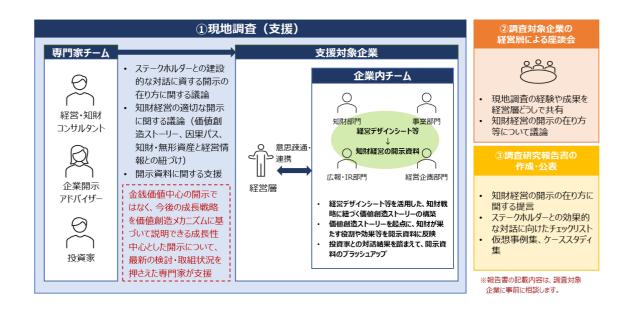
企業における知財・無形資産の投資・活用戦略(以下「知財経営」という。)の見える化を推し進めることで、投資家や金融機関を中心としたステークホルダーからより適切な評価を得られるとともに、こうした評価を通じたステークホルダーとの建設的な対話によって、より優れた知財・無形資産の投資・活用戦略の構築に寄与し、ひいては企業価値の向上につながることが期待されています。

一方、企業を取り巻く環境としては、2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、上場企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の情報を開示すべき旨が記載されているものの、コンプライ率は6割程度にとどまる状況であることから、知財経営の開示にあたっては未だ多くの課題がある状況です。

本事業においては、知財経営の開示によるステークホルダーとの建設的な対話を促進することを目的に、投資・開示・経営・知財の専門家からなるチーム(以下「専門家チーム」という。)を企業に派遣し、実際の統合報告書等における知財経営の開示に関するページについて、コーポレートガバナンス・コードおよび、2023年3月に策定された「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドラインVer2.0」(「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer2.0」)に沿うようブラッシュアップ支援するとともに、ブラッシュアップされた成果物を用いて投資経験者と実際に対話を行うことで、効果的な開示戦略を明らかにします。

また、支援を受けた企業の経営層にお集まりいただき、支援結果等について共有・意見交換いただく座談会を開催いたします。

これらを通して得られた知見を分析することで、知財経営を実現するための課題とその解決手段、ならびに効果的な知財戦略の開示のあり方を研究し、報告書を作成・公開することで、知財経営の普及を図ります。



#### 2. 本事業の支援内容

本事業では、各企業において実際に公開している統合報告書等における知財経営に関するページを対象に、専門家チームによる現状評価およびブラッシュアップ支援を行います。また、ステークホルダーとの建設的な対話の実践として、ブラッシュアップされた成果物を用いて投資経験者との対話を実施し、そこで得られた評価や指摘を踏まえて、対話における改善策やコミュニケーションポイントについても検討いただきます。

支援実施にあたっては、知財部門および経営層を含む企業内チームを組成いただき、特に経営層との十分な意思疎通・連携のもと、実施いただきます。

支援期間は5か月程度を予定しており、頻度は月1回・1回2時間、計5回程度を目安として、 専門家チームを派遣いたします。各回の支援内容は、およそ下記の通りとなります(支援対 象企業の状況・ご要望により適宜調整いたします)。

		テーマ	実施内容
第1回	顔合わせ&ゴール合わせ		<ul> <li>最新の統合報告書等をもとに、企業が「どの記載を」「どうしたいか」を共有</li> <li>今回の支援5回で目指す点を意識合わせ</li> </ul>
宿題①	開示資料作成	たたき台作成	• 統合報告書等の対象ページについて、まず企業にてストーリーやビジネスモデルと知財の紐づけを実施
第2回		開示案の改善方針議論①	<ul> <li>・企業にて作成した開示資料について改善方針を議論(@面談)→企業にて修正(@宿題)というサイクルを2周回す</li> <li>・ 並行して、統合報告書等とは別に投資家との対話に向け用意すべき資料等についても議論</li> </ul>
宿題②		開示案の修正	
第3回		開示案の改善方針議論②	
宿題③		開示案の最終化 対話資料の作成	
第4回	対話の実践	投資家との対話①	<ul><li>・企業と投資家経験者にて、作成した開示資料に基づき、実際の投資家との対話を模した議論を実施</li><li>・その後、参加者全員で、議論を改善するための施策(資料追加、受け答え等)について議論</li></ul>
宿題④		対話資料の追加・修正 統合報告書等適宜修正	・ 第4回の議論を踏まえ、資料の追加等適宜企業にて実施
第5回		投資家との対話②	・ 第4回と同様に、投資家との対話・改善策の議論を実施 ・ 最後に全体の振り返りを実施

また、上記以外にも、基本的には各回実施後に、企業内部での議論を活性化すべく、毎回の議論内容を踏まえた社内検討を実施していただく必要があり、経営層と企業内チームとで知財経営を目指してコミュニケーションを行うことが求められます。

アウトプットとしては、専門家チームを交えた支援・検討を通じてブラッシュアップされた統合報告書等における知財経営の開示資料および、投資経験者との対話の実践によって見出された自社固有の開示のポイントや、コミュニケーション戦略等となります。

なお、本調査研究では支援結果を踏まえた調査報告書および、事例集を作成する予定です。この際、社名および支援成果物(開示資料)、支援過程(議論内容)が部分的に掲載される旨ご承知おきください。(掲載内容については事前にご相談させていただきます。)

## 3. 募集について

## (1) 募集内容

募集締切	令和6年9月13日(金)		
	※採択数に達した場合、早期に公募を終了する可能性がございます		
	※1次公募(6月24日~7月26日)は終了しました		
採択方法	① 応募企業から提出された応募申請フォームの記載内容および、提出 資料に基づいて一次審査を行います。		
	② その後、一次審査を通過した応募企業に対して、二次審査としてオンライン面接審査を行います。		
審査の観点	① 開示目的・戦略について		
	<ul><li>統合報告書等における知財情報の開示について、目的や戦略 がある程度明確に把握されているか</li></ul>		
	② 保有する知財・無形資産について		
	<ul><li>対象となる知財・無形資産が事業においてどのような価値を 発揮しているか</li></ul>		
	投資家等ステークホルダーからどのような評価が得られているか		
	③ 組織の体制について		
	・ 経営における知財経営の開示へのコミットメントはどの程度 か (知財・無形資産重視の度合い等)		
	・ 知財部門・事業部門・開示担当部門はどのような体制か		
	<ul><li>知財部門と事業部門の連携はどのように行っているか/開示 担当部門との連携はどのように行っているか</li></ul>		
	④ 組織の取組意欲について		
	<ul><li>知財経営の開示について、現状どのような取組をしていてどのような課題があるか</li></ul>		
採択予定件数	4社程度		
費用	無償(但し、座談会への参加・報告書策定に向けたヒアリングにご協力 いただく必要がございます。)		

## (2) 応募に際して求める要件等

## 対象者

- ▶ 知財経営の開示を実践したい、大企業・中小企業・スタートアップの経営層・ 責任者(経営トップ・執行役員・対象事業部門長等)又は
- ➤ 本事業をきっかけに、知財経営の開示について、経営企画部門、事業部門そして経営層との連携を密にしたい知財担当者・IR担当者等

## ご留意事項

- ▶ 本事業においては、応募期間終了後にお申込みをキャンセルいただくことができない旨を了解いただけること。
- ▶ 応募企業において、統合報告書等における知財経営の開示に関する取り組みが行われており、応募締切日までに、①本事業でブラッシュアップ対象とする開示資料(統合報告書等における知財開示箇所)および、②将来的な経営戦略や提供価値が分かる資料(経営説明資料や統合報告書上の価値創造ストーリー等)を提出いただけること。
  - 提出方法については、応募申込に対する受領確認メールにてご案内い

たします。

- ・ ②については、経営デザインシート<sup>1</sup>で代替することも可能です。また、②提出例に加えまして、追加で経営デザインシートをご提出いただくことも可能です。
- ▶ 企業単位での応募の場合は経営層・執行役員およびそれに類する方(例:事業 承継予定者)、事業単位で応募の場合は対象となる事業の責任者(意思決定 者)の関与のお約束が得られていること。
- ▶ 本事業に採択された場合には、特許庁もしくは請負事業者による、アンケート 調査・ヒアリング調査や事例の開示に可能な限りご協力いただけること。ただ し、開示内容につきましては、事前に応募企業様にご確認させていただきま す。
- ▶ 専門家チームを貴社に派遣し、支援を行う旨を了解いただけること。
- ▶ 本事業にて作成する報告書・事例集において、社名および支援成果物(開示資料等)、支援過程(議論内容等)が部分的に掲載される旨を了解いただけること。(掲載内容については事前にご相談させていただきます。)

## その他

▶ 対象企業が次のいずれにも該当しない者であること。

\*役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

\*法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

\*役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

\*役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

## (3) 応募方法

応募にあたっては、「5. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、**応募申請フォームよりお申込みください**。

なお、応募申込フォームの設問は、公募説明資料末尾にも取りまとめて記載をしておりますので、入力前の事前確認等必要に応じご参照ください。

※審査過程で事務局より応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。 ※応募フォームによる提出が難しい場合、事務局までご相談ください。

応募申請フォーム
 https://forms.gle/ivJZvUxVXco1nWck9

<sup>1</sup> 経営デザインシートについて: <a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei\_design/index.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei\_design/index.html</a>

## 4. 審査方法について

- \*採択された案件について、採択通知を電子メールにて発信いたします。
- \*採択されなかった場合の応募書類につきましては、特許庁との契約に基づき、当社にて書類を廃棄します。
- \*応募多数の場合には、申込内容を審査の上、本事業の目的に照らして適合度の高い申 込案件を優先的に採択します。

## 5. 個人情報保護

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(https://www.pwc.com/jp/ja/sitemap/privacy/consulting.html) に従って、適切に取扱います。以下にご同意の上、応募申込書にご記入ください。

## (1) 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、選考等に係る当社からの連絡にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、事業終了時に書類を破棄します。

(2) 個人情報の共同利用・第三者提供 お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

## (3) 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

(4) 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

#### (5) 個人情報に関するお問合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求また は個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡 ください。

#### 6. 問い合わせ先

PwCコンサルティング合同会社

担当:鈴木、西村、柳

 $\mp 100-0004$ 

東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー

E-mail: jp\_ip\_management\_strategy@pwc.com